

大分ユネスコ協会規約

(昭和23年11月20日)
(昭和58年11月20日)
(昭和63年 6月22日)
(平成 4年 6月26日) 一部改正
(平成 9年 5月15日) 一部改正
(平成12年 6月 6日) 一部改正
(平成15年 5月21日) 一部改正
(平成18年 5月18日) 一部改正
(平成21年 6月29日) 一部改正
(令和 6年 5月27日) 一部改正
(令和 7年 5月27日) 一部改正

第 1 章 総 則

- 第1条 本協会は大分ユネスコ協会という。
- 第2条 本協会の事務所は大分県教育庁内におく。
- 第3条 本協会はユネスコ憲章にのっとり、大分県におけるユネスコ活動を推進することを目的とする。
- 第4条 本協会は前条の目的を達するため下記の事業を行う。
- 一 ユネスコ精神の理解と普及をはかるための事業
 - イ 講演会・研究会・座談会・その他文化行事の開催
 - ロ 機関紙及び資料の発行
 - ハ その他の啓発
 - 二 会員相互の連絡・提携・情報交換
 - 三 調査研究
 - 四 国際的文化交流のための事業
 - 五 ユネスコ国内委員会に対する協力
 - 六 各種団体の行うユネスコ事業に対する協力
 - 七 その他必要な事業

第 2 章 会 員

- 第5条 本協会の会員は、次の4種類とする。
- 一 普通団体会員 県内各地のユネスコ協会
 - 二 賛助団体会員 教育、科学、文化その他の団体で、本協会の目的に賛同するもの
 - 三 個人会員 ユネスコ活動に協力する個人
 - 四 維持会員 維持会費を負担する個人又は団体
- 2 会員の加入には理事会の承認を必要とする
- 3 会員は、別表第一に定める会費を負担するものとする。
- 4 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
- 5 3年間会費の納入がない場合は、退会したものとみなす。
- 第6条 本協会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は理事会の議決を経て会長が推薦する。

第 3 章 役 員

- 第7条 本協会に下記役員をおく。
- | | |
|----------|------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 4名以下 |
| 理事及び常任理事 | 若干名 |
| 監 事 | 2名 |
| 顧 問 | 若干名 |
| 相談役 | 若干名 |
- 会長・副会長・監事は総会で選任し、理事、常任理事及び顧問、相談役は会長がこれを委嘱する。
- 2 役員は、会員の中から選任するものとし、別表第一に定める会費を負担するものとする。
- 第8条 会長は本協会を代表し、会務を総理する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 第10条 理事は理事会を組織し、本協会運営上の必要事項を決議する。
- 第11条 常任理事会は、つぎの場合に理事会に代わって開くことができる。
- 一 理事会を招集する暇のないとき

二 理事会の委任のあったとき

第12条 監事は会計を監督し、理事会及び常任理事会に出席し意見を述べることができる。

第13条 顧問、相談役は理事会を補佐し、本協会運営について意見を述べるができる。

第14条 役員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。ただし、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 機 関

第15条 総会は会長が招集する。

通常総会は、毎年1回これを開き、臨時総会は、理事会又は常任理事会が必要と認めたとき、これを開く。

第16条 総会は、下記の事項について審議し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。

予算・決算・事業計画および事業報告・規約改正その他

第17条 理事会及び常任委員会は、会長が招集する。議長は会長がする。

第18条 本協会は、その活動についての立案・研究・調査を行うため、必要に応じて専門委員をおくことができる。委員は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

第 5 章 事 務 局

第19条 本協会に事務局をおく。

事務局運営に関する細則は、理事会の決議を経て会長が定める。

第20条 事務局に下記の職員をおく。

事務局長 1名

事務局職員 若干名

2 前項の職員は、会長が委嘱する。

第 6 章 会 計

第21条 本協会の経費は、会費・事業収益・寄付金・補助金・その他をもってあてる。

第22条 本協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第 7 章 改 正

第23条 この規約の改正は、総会の議決を得なければならない。

附則

第1条 この規約は、平成21年6月29日から施行する。

別表第一（第5条、第7条関係）

会員種別		会費年額	備 考
普通団体会員		会員数に1,000円を乗じた額に2,000円を加した額	会費年額には、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の年会費1,000円（同法人発行の機関紙「ユネスコ」定期購読料を含む）を含む。
賛助団体会員		会員数に1,000円を乗じた額に2,000円を加した額	
個人会員		3,000円	
維持会員	団体	一口 5,000円	
	個人	一口 1,000円	
役員（会長・副会長）		一口 5,000円	会費年額には、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の年会費1,000円（同法人発行の機関紙「ユネスコ」定期購読料を含む）を含む。
役員（理事）		一口 4,000円	
役員（顧問）		一口 3,000円	